

議案第44号

木津川市都市計画税条例の一部改正について

木津川市都市計画税条例（平成19年木津川市条例第59号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）」に基づき「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）」が令和3年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

木津川市都市計画税条例（平成 19 年木津川市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 21 項中「第 61 条」を「第 63 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

参考資料（議案第44号）

木津川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
本則（略）	本則（略）
附 則	附 則
1～20（略）	1～20（略）
21 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第63条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第63条</u> 」とする。	21 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は <u>第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは <u>第61条</u> 」とする。
22（略）	22（略）